

奈良県こども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第二十九号

奈良県こども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例

奈良県こども・子育て支援推進会議条例（平成二十五年三月奈良県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「会長及び委員十二人」を「委員十五人」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

推進会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和七年八月三十一日までの間に新たに任命される委員の任期は、奈良県こども・子育て支援推進会議条例第三条第一項の規定にかかわらず、同日までとする。